

新潟県
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(ツキノワグマ)

令和8年8月3日から
令和9年3月31日まで

1 背景及び目的

【全国状況】

令和5年、全国的に人とクマ類の軋轢が社会的な課題となる中、人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害の状況などを踏まえ、環境省は令和6年4月に省令を改正し、クマ類を指定管理鳥獣に追加指定した。

令和7年度には、9月に改正鳥獣保護管理法（緊急銃猟制度）が施行され、市街地を含む人の日常生活圏に危険鳥獣（クマ類等）が出没した場合、住民等の安全確保等の条件の下で、市町村の判断により特例的にクマ等の銃猟（緊急銃猟）が可能となった。また、クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、国は「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月）や「クマ被害対策ロードマップ」（令和8年3月）を決定し、個体数管理に有効な春期の捕獲事業の推進などクマ類の個体数管理の強化等の対策を実行することとした。

【本県の状況】

本県においては、平成22年度にツキノワグマの出没件数が1,229件と大量出没が発生し、その後も、平成26年度、平成28年度、平成29年度に大量出没が発生した。さらに、令和元年度から令和2年度にかけては、2年連続で大量出没が発生（R1年度：1,458件、R2年度：1,957件）し、加えて過去最悪の人身被害者数（R1年度：20人、R2年度：21人）となり、令和5年度においても大量出没が発生し、10人の人身被害が発生した。

令和7年度においては本県で過去最多の出没件数（約3,500件）となり、17人の人身被害が発生した。令和8年度においても、これまでの出没件数は令和7年度と同程度で推移しており、2人の人身被害が発生している。

また、県では、出没件数、自動撮影カメラによる撮影頻度（120地点）、捕獲数等を基にツキノワグマの生息数を統計的に推定しており、県内におけるR7推定生息数は、4,534～17,470頭（中央値 約8,700頭）であった。この推定生息数は専門家の意見も踏まえると、出没・捕獲数等の急激な増加が推定結果に影響（上振れ）した可能性が高いため、今後の検証を要する値として整理している。なお、R7年度の生息数は、R7年度の捕獲実績やR8年春の出没・捕獲状況などを踏まえると、これまでの推定生息数より増加している可能性が高いと考えられる。

本県では、ツキノワグマの出没や被害状況を踏まえ、令和6年10月、第二種特定鳥獣管理計画である「第三期新潟県ツキノワグマ管理計画」に指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を追加（一部変更）し、令和6年度からツキノワグマの指定管理鳥獣捕獲等事業を実施している。

本事業では、人とツキノワグマの軋轢の軽減に向けて、個体群管理を図ることを目的に、市町村による有害捕獲とのすみ分けを図りながら、捕獲を実施する。

2 対象鳥獣の種類

ツキノワグマ（*Ursus thibetanus*）

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

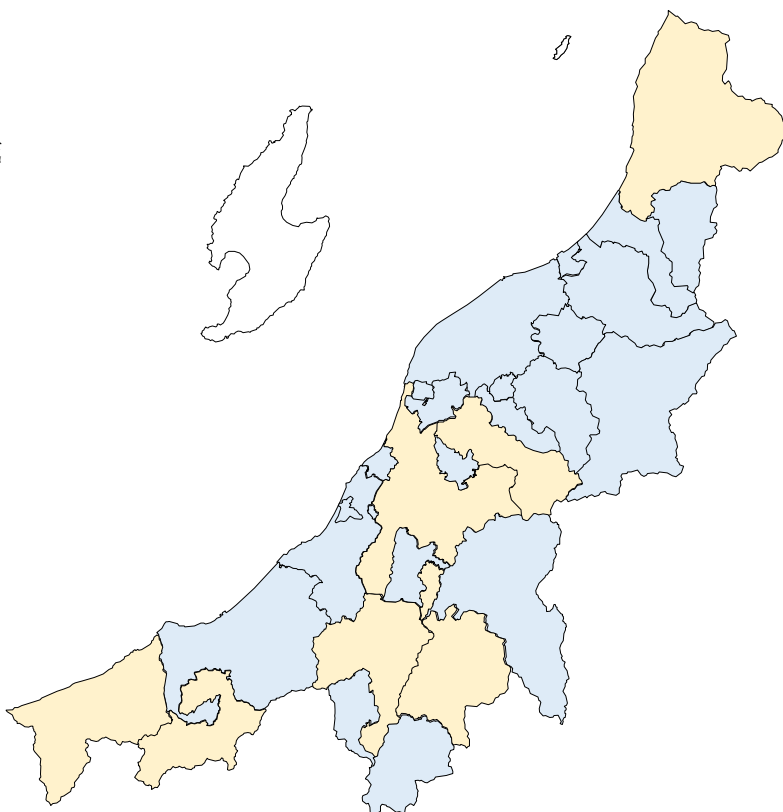
実施区域名	実施期間
県内全域（佐渡市及び粟島浦村を除く）	令和8年8月3日～令和9年3月31日 ＜捕獲の実施予定期間＞ 令和8年8月～令和9年2月

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県内全域 （佐渡市及び粟島浦村を除く）	県内 28市町村	- ツキノワグマの出没が懸念される県内全域（佐渡市及び粟島浦村を除く）を実施区域とし、地域個体群に留意し、適切な個体数管理に取り組む。 - ツキノワグマの出没状況や人身被害発生状況等から、主に村上市、三条市、長岡市、南魚沼市、十日町市、妙高市、糸魚川市を捕獲事業実施地域として、緩衝帯（人里と奥山の間のエリア）において捕獲を実施する。	

【実施区域位置図】

- : 実施区域
 : 捕獲実施地域



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県内全域（佐渡市及び粟島浦村を除く）	捕獲事業実施地域（7市町）で40頭程度 ※事業の規模から目標を設定したものであり、 捕獲数は出没状況等により変動する。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
県内全域（佐渡市 及び粟島浦村を 除く）	わな猟 銃猟 ※非鉛製銃弾の使用に努める	280人日程度 （必要に応じて調整する）

② 作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。なお、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受託した事業者（以下「受託者」）と協議の上決定する。

ア 業務計画の作成

受託者は、実施場所、事業管理責任者、現場代理人、捕獲従事者名簿、業務工程表、安全管理規定、緊急時の体制及び対応、その他必要な事項を定めた業務計画を作成し、県（以下「委託者」とする）へ提出するものとする。

イ 関係者等との調整

受託者は業務の実施にあたって、委託者及び関係市町村と連携協力して、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図るものとする。

ウ 捕獲等の実施

受託者はアで作成した業務計画に基づき、捕獲作業を実施するものとする。

エ 捕獲方法

1) わな猟

- ・わなによる捕獲にあたっては、原則として2人以上の捕獲従事者等で班を編成し、捕獲及び見回りを実施するものとする。
- ・止めさしは、法令に従い、最も安全な方法を選択し実施するものとする。

2) 銃猟

- ・現場代理人が捕獲従事者の人数や能力、捕獲作業を行う場所の環境などに基づき計画

や方針を立て、従事者に対し役割分担や各自が守るべきことを明確にして、指示を行うものとする。

- ・猟銃を用いた巻狩り及び忍び猟は安全確保のため、主に積雪期に行うものとする。

オ 捕獲従事者証の携行

- ・捕獲従事者は捕獲従事者証を携行し、捕獲に従事するものとする。

カ 安全管理

【安全管理一般】

- ・受託者は、業務計画に基づき捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理規定を尊重し安全管理体制を構築するものとする。
- ・受託者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。
- ・受託者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、業務計画の緊急時の体制及び対応に基づき応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生状況、原因、経過及び事故による被害内容などを委託者に報告するものとする。
- ・受託者は捕獲作業にあたって、関係機関（県、市町村、警察、消防、医療機関等）との連携体制について整備を行うものとする。

【捕獲作業時の安全管理】

1) 捕獲作業全般の安全管理

- ・現場代理人および従事者は作業前にミーティングを行い、作業手順や安全管理について確認を行う。

2) わな猟の安全管理

- ・捕獲従事者が見回りを毎日1回以上行うものとする。
- ・捕獲従事者等はわなの設置の際、地域住民への安全配慮のため標識表示を行う。
- ・捕獲従事者が捕獲した個体の止めさしを行う際は、作業者および周囲の安全に十分配慮して最も安全な方法で行う。

キ 捕獲した個体の回収・処分方法

- ・受託者は捕獲した個体を原則として全て回収し、自家消費及び埋設・焼却により適切に処分することとする。
- ・受託者は捕獲個体を受託者以外に譲渡することができ、その場合は無償譲渡とし、特定の者のみへの譲渡とならないようホームページによる広報等、公平性が確保される措置を講じることとする。なお、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく指示及び関係法令に従い適切に実施するものとする。

ク 錯誤捕獲の場合の対応

受託者はツキノワグマ以外の獣が捕獲された場合は、放獣する。ただし、指定管理鳥獣であるイノシシ又はニホンジカが捕獲された場合は、キの処理方法と同様の方法を取り、適切に処分するものとする。なお、イノシシ又はニホンジカが捕獲されることが十分想定される場合は、予めイノシシ又はニホンジカについても捕獲許可を取得するものとする。

ケ 捕獲情報の確認及び収集

- ・現場代理人は、捕獲個体について、別に定める調査様式により捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、オス・メス別、体長・体重、幼成獣別等を記録し、現地確認を行うものとする。
- ・現場代理人は、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル（令和元年10月環境省）に従い確認等を行うものとする。
- ・現場代理人は捕獲従事者からの報告を受け、直ちに事業管理責任者にその内容を報告するものとする。
- ・委託者は受託者から日時、場所、作業内容等を記載した作業日報を収集するものとする。

コ 事業報告書の作成

業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報（捕獲数（オス・メス別、体長・体重、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲作業の風景写真等）を整理し記録する。事業完了後は、事業報告書としてまとめ、委託者に提出するものとする。

サ 効果の検証等

委託者は当事業の事業報告書や作業日報の分析や評価を行う検討会を設けることとする。

検討会では捕獲数や捕獲位置情報のほか、自動撮影カメラの撮影状況（撮影回数や頭数等）、捕獲等の方法、費用などの結果から、目標の達成状況、第二種特定管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて改善すべき事項の検討を行うものとする。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

- ・事業主体 新潟県
- ・実施形態 委託
- ・委託先 認定鳥獣捕獲等事業者等

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・受託者は地域住民や関係者に対し事業内容に関して十分な周知を図るものとする。
- ・受託者はわなを使用する場合は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。
- ・受託者は県民などから捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告するものとする。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・社寺境内や墓地では、捕獲は行わない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 市町村との協議、調整

- ・事業の受託者は、捕獲活動をする市町村と十分に協議、調整をした上で事業を実施することとする。

(2) 事業において遵守しなければならない事項

- ・受託者は銃器の使用に当たって、銃砲刀剣類所持等取締法や火薬類取締法などの関係法令を遵守し適切に使用する。
- ・受託者は連絡用無線機やドッグマーカ一等の無線機器について電波法に定める技術基準に適合する「技適マーク」の付いた適切な機器を選定し、使用に当たっては電波法令を遵守し適切に使用する。
- ・受託者は捕獲個体の食肉利用に当たって、食品衛生法及び関連法令、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインを遵守し適切に処理する。
- ・受託者は捕獲業務を行うに当たって届出や許認可が必要な区域で業務を行う場合、法令に従って事前に管轄機関に対し手続きを行う。

(3) 事業において配慮すべき事項

- ・捕獲した個体がやむを得ず回収できず、猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、可能な限り非鉛弾を使用するよう努めることとする。

(4) 地域社会への配慮

- ・実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会との軋轢が生じないよう配慮することとする。
- ・鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努めるものとする。